

川北都市計画道路の決定について（石川県決定）

都市計画道路を次のように決定する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・1	松本福島線	能美郡川北町字橘	能美郡川北町字朝日	能美郡川北町字橘新	約 2,350 m	地表式	2車線	12m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・1号松本福島線は、加賀海浜産業道路の一部区間を担う幹線道路として、新たに位置づけられる路線である。

加賀海浜産業道路は、平成28年3月に策定された「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に新たに南北幹線として位置づけられ、加賀地域と金沢港の相互のアクセスを強化し、物流の効率化によるものづくり企業の更なる集積に繋がる幹線道路である。

金沢港の取扱貨物量の増加や企業集積により、工業地域と金沢港のアクセス道路において交通の混雑が発生していることから、能美郡川北町字橘地内から字朝日地内の延長約2,350mについて、幅員12m、車線数2車線の松本福島線を決定し、交通の円滑化を図るものである。